

議案第 9 7 号

新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

（新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正）

第 1 条 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年新座市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第 1 3 条 職員は、利用者に対し、 <u>法第 3 3 条 の 1 0 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利 用者の心身に有害な影響を与える行為をして はならない。	（虐待等の禁止） 第 1 3 条 職員は、利用者に対し、 <u>法第 3 3 条 の 1 0 各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の 心身に有害な影響を与える行為をしてはなら ない。

（新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正）

第 2 条 新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（令和 7 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第 1 4 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利 用乳幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各 号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 1 4 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利 用乳幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u> に掲 げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害 な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。